

# 被災者生活再建支援法 Q & A

(府政防第 35 号より抜粋)

## 【基礎支援金・加算支援金共通】

- [○支援金の使途について \(Q 1\)](#)
- [○被災後に世帯を分ける場合について \(Q 2\)](#)

## 【基礎支援金について】

- [○対象となる世帯について \(Q 3～Q 4\)](#)
- [○対象となる被災住宅について \(Q 5～Q 6\)](#)
- [○解体した被災住宅について \(Q 7～Q 9\)](#)

## 【加算支援金について】

- [○申請手続きについて \(Q 10～Q 13\)](#)
- [○生活を再建する際の居住の状況について \(Q 14～Q 16\)](#)
- [○建設・購入、補修について \(Q 17～Q 22\)](#)
- [○賃借について \(Q 23～Q 26\)](#)

※法・・・被災者生活再建支援法（平成 19 年法律第 114 号による改正後）

※令・・・被災者生活再建支援法施行令（平成 22 年政令第 192 号による改正後）

## 【基礎支援金・加算支援金共通】

Q 1（支援金の使途制限について）

支援金には全く使途制限はないのか。

A 1 支援金には使途の制限は一切なく、事後の報告も必要ない。加算支援金を受給するには居住する住宅を建設する等の要件があるが、加算支援金は住宅建設に対する直接の支援ではなく、被災世帯の生活の再建を支援するための見舞金的な性格のものなので、その使途について限定は付されていない。

Q 2（被災後に世帯を分ける場合について）

構成員が複数の世帯が居住していた住宅が全壊し、別々の住宅に分かれて居住することを余儀なくされた場合においても、基礎支援金、加算支援金の申請にあたって、一つの世帯として考えるのか（法第3条第2項）。

A 2 世帯に関する認定は、原則として災害が発生した日を基準としており、一つの世帯として被災時の世帯主に支給される。

## 【基礎支援金について】

### ○対象となる世帯について

#### Q 3 (世帯について)

数世帯が同一の住宅に同居している場合、世帯の取扱いをどのようにしたらよいか。

A 3 本制度は住宅被害に着目した制度であるが、集合住宅も想定し、支援対象は、建物単位ではなく、世帯単位としているものである。

#### Q 4 (世帯数について)

被災したことにより、複数世帯が単数世帯になった場合や世帯全員が亡くなった場合の世帯の取り扱いはどうなるのか。

A 4 世帯の構成数は、原則として災害が発生した日を基準とするものであり、被災したことにより、複数世帯が単数世帯になった場合は、複数世帯として支援金の申請を行うことができる。ただし、世帯全員が亡くなった場合には、被災者生活再建支援制度の対象とはならない。

### ○対象となる被災住宅について

#### Q 5 (住宅の定義について)

「居住する住宅」の範囲について。例えば、主たる棟は全壊等に至らなかったが、付随する別棟の台所、トイレ、納屋等が全壊等した場合の取り扱いはどうなるのか。(法第2条第2号)。

A 5 住宅とは、現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかは問わない。したがって、空き家、別荘、他人に貸している物件、建設中の住宅等は、当然ながら居住する住宅には含まれない。

また、いわゆる「離れ」については日常的に「母屋」と一体的に使用されているものであれば、合わせて1戸の住宅として取り扱うことになる。

#### Q 6 (店舗兼住宅について)

店舗兼住宅が被災した場合の支援の考え方について。

A 6

住宅部分が全壊等の被害と認定された場合は、支援の対象となる。

### ○解体した被災住宅について

Q 7 (やむを得ず家屋を解体する場合の支援について)

大規模半壊世帯がやむを得ない事由により家屋の解体を行う場合の支援内容について。

A 7 大規模半壊世帯が「当該住宅の倒壊による危険を防止するために必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯」(法第2条第2号ロ)に該当する場合、全壊世帯と同等の支援となる。

Q 8 (半壊世帯や敷地被害世帯が住宅を解体する「やむを得ない」事由について)

半壊世帯や敷地被害世帯が住宅を解体する「やむを得ない」事由とは何か。

A 8 「やむを得ない事由」とは、「当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由」(法第2条第2号ロ)である。

様々なケースが想定されるが、例えば、豪雨により住家に流入した土砂の撤去のためや、耐え難い悪臭などのためにやむを得ず解体する場合は「やむを得ない事由」に該当すると考えられる。また、敷地被害については、敷地の修復のため住宅を解体せざるを得ないという場合が典型例である。

Q 9 (半壊世帯や敷地被害世帯が住宅を解体する時期について)

半壊世帯や敷地被害世帯は、いつまでに住宅を解体する必要があるのか。

A 9 支援金の支給を受けるためには、被災者生活再建支援金支給申請書を提出する必要がある。これには住宅の被害状況を記入し、罹(り)災証明書、登記簿謄本(滅失登記済)など住宅の被害等を証明する書類を添付することとなる。

そのため「解体」は、申請期間内に行われる必要がある。

## 【加算支援金について】

### ○申請手続きについて

#### Q 1 0（申請先について）

被災時に居住していた都道府県以外の地域において住宅を再建する場合も加算支援金の支給要件に該当するとのことだが、被災者は、どちらの都道府県の市町村に申請等を行うべきか。

A 1 0 支給の申請は、被災者が被災時に居住していた都道府県の市町村に行うこととなっている。

#### Q 1 1（支援金支給に係る添付書類（契約書等）について）

加算支援金の申請にあたっては、契約書の写しの添付が必要とされているが、「補修」の場合など契約書がない場合は、見積書で代替することは可能か。

A 1 1 見積書は工事を行うことを確認できる書類とは言えないので、見積書と併せて工事の写真や領収書などを添付することで契約書に代替できる。

#### Q 1 2（住宅再建前の申請について）

住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金は、住宅の再建前に申請可能か。

A 1 2 加算支援金は、たとえば住宅建設が完了しなくとも契約書の写しを申請書に添付することで受給することが可能である。

#### Q 1 3（実績の確認について）

住宅の建設等加算支援金支給の要件は契約書等で確認するとのことだが、契約が履行されなかったことが判明し場合には、どのようにすべきか。

A 1 3 一度住宅の建設等が契約書等で確認され、加算支援金が支給された段階で一連の手続きは完了する。その後、契約が履行されていない事実を把握した場合には、加算支援金の返還が必要となるので、支援法人に連絡されたい。なお、当初から虚偽の契約書等で加算支援金を受給したことが判明した場合には刑事告発なども含め、適切に対応されたい。

### ○生活を再建する際の居住の状況について

#### Q 1 4（被災後の居住形態の変更について）

被災後の居住形態の変更（賃貸住宅入居→住宅再建）は可能か。

A 1 4 可能である。例えば、最初の申請時には再建方法が未確定で賃貸住宅に入居していたが、第2回目以降の申請時に自宅を再建することが決まった場合等である。

賃貸住宅に入居した時点で50万円（単身世帯であれば37.5万円）の加算支援金を受給していた場合は、住宅再建による加算支援金200万円（単身世帯であれば150万円）を受給する際に、既受給額が差し引かれることになる。

なお、住宅を補修して加算支援金100万円（単身世帯であれば75万円）を受給した場合には、住宅が補修された時点で本制度の目的とする被災世帯の生活再建は達成したものと考えられることから、その後に別途住宅を建築し、又は購入したとしても、原則、加算支援金の対象とはならない。但し、浸水被害のように、住宅を補修した後もなお悪臭等が止まず、居住することが困難であるなど、特別、合理的な理由が認められる場合には、この限りではない。

#### Q15（世帯外の者との共有名義について）

住宅を世帯外の者との共同契約、共有名義で建設した場合は、加算支援金の要件を充たすこととなるか。

A15 共同契約、共有名義であっても、その被災世帯が住宅に居住するのであれば該当する。たとえば、被災地外に住む親族の支援を受けて、共同で契約し、共有名義で登記するといった場合が該当する。

#### Q16（複数の被災世帯の同居について）

別に住んでいた複数の被災世帯が共同契約、共有名義で1軒の家を建てて同居しようとする場合でも、加算支援金は各被災世帯それぞれに支給されるのか。

A16 共同契約、共有名義で、その複数の世帯が皆、当該住宅に居住するのであれば、それぞれに支給される。別に住んでいた複数の被災世帯が資金を持ち寄って住宅を建てて同居するといった場合が該当する。

#### ○建設・購入、補修について

#### Q17（建設と補修の定義について）

支援法における「建設」と「補修」の定義はどう考えればよいのか。

A17 従前の建物の一部を新しい住宅の一部として使用しないで住宅を造ることを住宅の「建設」とし、従前の建物の一部を新しい住宅の一部として使用して住宅を造ることを住宅の「補修」とする。

被災世帯が、従前の建物以外の建物（以下「別の建物」という。）を増築して居住する場合についても、原則として住宅の「補修」にあたることとするが、増築した部分で住宅としての機能が完結していれば、別の建物と同一敷地内にある場合、別の建物と一部の壁や配管等が共有されている場合でも「建設」とする。

なお、「補修」は大規模半壊以上の被害を受けた被災世帯が対象であるから、令第2条に定

める部分の工事を伴うものを想定している。

ただし、いずれの場合も被災者が自ら居住する目的で行うものを対象とする。

#### Q18（建設、補修の例について）

以下の改築（残存部分を利用しつつ、被災住宅とほぼ同規模の住宅を造る）の場合は、加算支援金で「建設」又は「補修」のどちらになるのか。また、各ケースにおいて、改築ではなく増築（被災住宅以上の規模の住宅を造る）とした場合はどうか。

①被災住宅の一部（例えば基礎や柱）を残して解体し、改築した場合

②床面積で半分程度の被災した部分を解体し、改築した場合

③被災した部分のみ（例えば、居間一室やトイレのみ）を解体し、改築した場合

また、被災住宅の一部を残して解体（被災部分の一部除却）し、その一部と空間を空けて新築した場合はどうか。

A18 一般的には以下のように解される。但し、実態に応じて判断をお願いしたい。なお、増築部分があっても考慮する必要はない。

①補修（増築の場合も同じ）

②補修（ 〃 ）

③ともに補修（ 〃 ）

#### Q19（建設、補修の例について）

被災世帯（親）が住宅を解体して、子の住宅（被害無し）を増築して居住する場合は、加算支援金で「建設」又は「補修」のどちらになるのか。

また、増築家屋の名義が親か子かで取扱いが異なるのか。

A19 増築部分において住宅としての機能が完結していれば「建設」、その他の場合は「補修」となる。

名義は、被災世帯である場合に限る（子と共有でも可能）。

#### Q20（全壊世帯が補修する場合について）

全壊世帯が家屋を補修する場合でも加算支援金は受給できるのか。

A20 加算支援金は住まいの再建方法に応じて支給されるものであり、全壊世帯であっても補修で済ませれば、補修した場合の100万円（単身世帯では75万円）の申請を行うことができる。

#### Q21（災害救助法の応急修理について）

災害救助法に基づく応急修理は、住宅を補修した場合に該当するのか。

A21 応急修理は仮住まいのためのものであり、恒久的な住まいの再建を支援する法の趣旨に合致しないことから、応急修理だけでは支援法上の補修には該当しない。

なお、災害救助法に基づく応急修理は地方公共団体が契約主体であり、この点からも被災世帯が補修を行ったことにはならない。

#### Q 2 2 (借家の補修について)

借家の補修も加算支援金の「補修」の対象になるのか。(対象になる場合は、大家の承諾書が必要か。)

A 2 2 借家は大家の事業用資産として大家が補修を行うべきものであり、借家人が補修を行うことは通常考えにくいことから、原則、対象とならない。

#### ○賃借について

#### Q 2 3 (親戚等の住居を賃借した場合について)

親兄弟及び親戚縁者等の住居の一部の部屋を間借りするなどした場合、賃貸住宅に入居したのものとして加算支援金を受給できるのか。

A 2 3 使用料、賃借料が発生している場合は該当し得る(但し、契約書等証拠書類が必要である。)

#### Q 2 4 (賃貸住宅の範囲について)

賃貸住宅は、ホテルや旅館であっても良いのか。

A 2 4 本制度の趣旨から住まいの再建は恒久的なものであることが要件となっているものと解すべきであり、ホテルや旅館等の仮住まいは該当しない。敷金・礼金の支払いの有無、住民登録の有無などにより仮住まいでないことを確認されたい。

#### Q 2 5 (再建先を老人ホームにした者の支援について)

高齢者の被災者が、再建先を老人ホームにした場合、加算支援金は「賃借」となるのか。

A 2 5 ホームの形態や契約内容等によって、賃借に限らず購入になる場合や、そのいずれにも該当しない場合も考えられ、個別具体的に判断されたい。

なお、病院に入院した場合、介護保険における施設サービス提供機関(特別養護老人ホーム、老人保健施設など)に入所した場合は、いずれも該当しないものと解する。

#### Q 2 6 (従前の賃貸住宅に引き続き居住する者への支援について)

住んでいたアパートが被災したが、大家が即座に補修し引き続き住み続けている場合には自ら新たな住居を確保する必要は無いが、そのような場合であっても加算支援金の「賃借」の対象となるか。

A 2 6 当該アパートが全壊又は大規模半壊の場合には、引き続き住み続けた場合にも対象となる。